

年末の 交通事故防止 市民運動

令和6年 12月1日(日)～
12月10日(火)

電動キックボード等の
詳しいルールはこちら



ゆずりあう心がつなぐ京の道



自転車に乗る時は
ヘルメットを
着用しましょう

早めにライトを
点灯しましょう



バイク利用時の
注意点はこちら



合図横断を
しよう!

暗くなる前に
ライトをつけよう!

反射材をつけよう!

歩き スマホ

ながら スマホは

危険!

やめよう!

11月から 自転車運転中の携帯電話使用等・自転車の酒気帯び運転等に

[交通の危険を生じさせた場合] 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
[手に持ち通話や画面注視した場合] 6箇月以下の懲役又は10万円以下の罰金

絶対禁止!

飲酒運転

酒酔い運転は
5年以下の懲役 又は
100万円以下の
罰金!

罰則
新設!

[酒気帯び運転／車両提供罪] 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
[同乗罪／酒類提供罪] 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金